

邑南町告示第 11 号

邑南町ホームページ広告掲載に関する要領を次のように定める。

平成 23 年 2 月 25 日

邑南町長 石橋 良治

邑南町ホームページ広告掲載に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この告示は、邑南町広告事業実施要綱（平成 20 年邑南町告示第 19 号（以下「要綱」という。））及び邑南町広告取扱基準（平成 20 年邑南町告示第 20 号（以下「基準」という。））に定めるもののほか、邑南町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の募集及び掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町ホームページ

町が管理するウェブサイトで、town.ohnan.lg.jp のドメインで公開する全てのウェブページを総称したものをいう。

(2) トップページ

<http://www.town.ohnan.lg.jp/>で最初に表示するウェブページをいう。

(3) バナー広告

ウェブサイトへのリンクを設定した画像を掲載して行う広告をいう。

(4) 広告掲載希望者 広告掲載を申し込む者

(5) 広告主 邑南町が広告掲載を可とした者

(6) 広告掲載料 邑南町に納入する料金

(広告の種類)

第 3 条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(広告の規格等)

第 4 条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとす

る。

(1) 大きさ 縦 50 ピクセル、横 170 ピクセル

(2) 形式 G I F (アニメーション可)、J P E G。ただし、アニメーション G I F 等動きのあるものを使用する場合にあっては、閲覧者の視覚に過度の負担が掛からないものとする。

(3) 容量 10 キロバイト以下

(広告の位置及び枠数)

第 5 条 広告を掲載する位置は、町ホームページのトップページ下段とする。

2 広告を掲載する枠数は、6 枠とする。

(広告掲載のガイドライン)

第 6 条 広告を掲載することができるバナー広告は次の各号に該当するものとする。

(1) 画像が変化又は移動する場合は、閲覧者の目への負担が大きくなるもの。

(2) 光感受性発作を誘発させないもの。

(3) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔が 2 秒以上のもの。

(4) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮したもの。

(5) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしたもの。

(広告の表現)

第 7 条 町ホームページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要綱及び基準に定めるもののほか、ページデザイン及び使いやすさを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含む広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」等あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

（2）G I Fアニメーションの使用

G I Fアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは使用することができない。

イ 広告画像の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とする。

ウ その他画面が点滅するものは、1秒間に2回以上の点滅をさせないものとする。

（3）町ホームページとの区別化

閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が邑南町の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

（4）色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

（5）その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適切な言葉と文字を用いること。

イ 町ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと。

ウ 町ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、原則として1月単位とし、複数月の広告掲載の申し込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の1日とする。

3 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、町長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第9条 広告掲載希望者の募集は、町ホームページ等の広報媒体を活用し、公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 町ホームページへの広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、郵送、FAX又はEメールで、指定する期間内に町長に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第11条 町長は、要綱及び基準の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、邑南町ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

3 町長は、広告掲載希望者が、第5条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により広告主を決定する。なお、同順位のものの中では掲載希

望月数の多いものを優先することができる。

(1) 第1順位 公社、独立行政法人、公益法人及びそれに類するもの

(2) 第2順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、町内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 前各号に規定するもの以外の私企業又は自営業等

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第5条に規定する枠数を超えるときは、抽選により広告主を決定する。

(広告掲載承諾書)

第12条 広告主は、広告掲載決定通知書を受領後、邑南町ホームページ広告掲載承諾書(様式第3号)を提出するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第13条 広告主は、町ホームページに広告を掲載する権利を、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(広告の掲載料及び納付)

第14条 広告の掲載料は、町内の場合1月につき1枠3,000円、町外の場合1月につき1枠5,000円とする。

2 広告主は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第15条 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、町長が指定する期日までに町長に提出しなければならない。

(広告内容等の変更)

第16条 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWebページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる

2 前項の規定により広告を変更するときは、広告主は邑南町ホームページ広告変更申請書(様式第5号)により、町長に申請しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第 17 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿（画像データ）の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先のWEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、ホームページへの広告掲載が適切でないとして町長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第 18 条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は邑南町ホームページ広告掲載取下申請書（様式第4号）により町長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 19 条 広告主の責めに帰することのできない理由により、広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 広告掲載期間内に、本町の都合で町ホームページを閉鎖した場合又は広告を掲載できなかった場合は、その日数に応じて、広告掲載料を返還する。ただし、閉鎖日数又は広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。
- 4 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第 20 条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを町長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告主の広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(損害賠償請求)

第 21 条 町が要綱第 5 条第 1 項に該当する事由により損害を被った場合は、町長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第 22 条 広告主は、第 16 条の規定に基づき広告掲載が取り消された場合は、本町に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(その他)

第 23 条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 2 月 25 日から施行する。

邑南町ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

邑南町長 様

(申込者)
所在地： _____
名称： _____
代表者職・氏名： _____ 印

邑南町ホームページ広告掲載に関する要領第10条の規定に基づき、広告の掲載について次のとおり申し込めます。

なお、申込みに当たっては、邑南町ホームページ広告掲載に関する要領及び当該ホームページ広告に関する定めを遵守するとともに、掲載審査に当たって必要な調査に協力することに同意します。

1 バナー広告の内容

(1) 掲載希望期間（掲載期間は月単位とし、募集する期間の範囲内で記入すること。）

年 月 ～ 年 月 新規・継続

(2) バナー広告のデザイン案

- ・ファイル形式：G I F ・ J P E G（いずれかに○を付けてください。）
- ・ファイル容量： K B

（※ バナー広告のデザイン（案）は、CD-R等のメディアに保存し、申込書とともに提出してください。（メディアの返却は致しません。）

(3) リンク先ホームページ

- ア 社名 _____
- イ 業種 _____
- ウ URL _____
- エ ページ内容（簡潔に） _____

2 連絡先

部署・氏名 : _____
電話番号 : _____
ファクシミリ : _____
電子メール : _____

邑南町ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書

(申込者) 様

邑南町長

邑南町ホームページ広告掲載に関する要領第11条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載を承認します。 <input type="checkbox"/> 掲載は認められません。	
	掲載を認めない場合の理由	
2 掲載場所・枠数等 リンク先		
	社名： URL：	
3 広告掲載期間	年 月 から 年 月 まで	
4 広告掲載料	金 円（消費税及び地方消費税を含む） ※ 納入方法及び納入期限は、納入通知書によるものとする。	
5 広告原稿の 提出方法等	提出方法	
	提出期限	年 月 日（ ）

邑南町ホームページ広告掲載承諾書

邑南町長 様

（申込者）

所在地：

名 称：

代表者職・氏名：

印

年 月 日付け 第 号で邑南町ホームページへの掲載決定の通知を受けた
広告掲載につきまして、決定通知書に記載された内容について承諾するとともに、次の事項に同意
します。

また、同意事項に記載された内容を実施するにあたり、費用が発生する場合であっても、当方で
全て負担します。

1 同意事項

- (1) 邑南町広告事業実施要綱、邑南町広告取扱基準、邑南町ホームページ広告掲載に関する要領及
び当該ホームページ広告に関する定めを遵守すること。また、本承諾書提出後にこれらの定め
が改定された場合にあっては、その改定後の定めを遵守すること。
- (2) 邑南町ホームページ広告掲載に関する要領の規定に基づき行われる指導に従うとともに、指示
された事項に速やかに対応すること。
- (3) 広告掲載に疑義が生じた場合は、誠実に協議に応じるとともに、調査対応や必要書類の提出な
ど、必要な措置を講ずること。

2 連絡先

部署・氏名 : _____
電話番号 : _____
ファクシミリ : _____
電子メール : _____

邑南町ホームページ広告掲載取下申請書

邑南町長 様

所在地： _____

名 称： _____

代表者職・氏名： _____ 印

年 月 日付け 第 号で、邑南町ホームページへの掲載決定の通知を受けた広告掲載につきましては、次の理由により取下げたく申請します。

1 取り下げの理由

2 連絡先

部署・氏名 : _____

電話番号 : _____

ファクシミリ : _____

電子メール : _____

邑南町ホームページ広告変更申請書

邑南町長 様

所在地： _____
名 称： _____
代表者職・氏名： _____ 印

邑南町ホームページ広告掲載に関する要領第16条の規定に基づき、広告内容の変更について、次のとおり申し込みます。

1 変更の理由

2 変更内容

(1) バナー広告のデザイン変更

- ・ 有り 無し
- ・ ファイル形式 GIF・JPEG / 容量 KB
- ・ 変更デザイン案（別添可）

(2) リンク先変更

- ・ 有り 無し
- ・ 社名：
- ・ 業種：
- ・ URL：
- ・ ページ内容：

2 連絡先

部署・氏名 : _____
電話番号 : _____
ファクシミリ : _____
電子メール : _____